

2021年6月18日

各位

光製薬株式会社
代表取締役 高橋維朗

緊急事態宣言解除及びまん延防止等重点措置 移行・継続に伴う当社の対応について

政府より延長されておりました緊急事態宣言が沖縄県を除き、6月20日で解除される予定となりました。しかし、北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の10都道府県はまん延防止等重点措置へ移行・継続され、期間は7月11日までとなる予定です。

光製薬は医療用医薬品を安定供給する為、通常の操業を継続致します。国内のワクチン接種も進行しておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、下記の事項を引き続き周知徹底くださるよう宜しくお願い致します。

記

- ① 出社時、帰宅時及び外出先より戻った際には手洗いやうがい等の感染防止対策を徹底すること
- ② マスク着用及び咳エチケットの実施
- ③ 検温の実施
- ④ 外出や他県への移動の対応

<緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用期間中>

(ア) 業務上必要な県をまたぐ外出・出張

業務に必要な県をまたぐ外出・出張

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛すること)

業務上不可欠と判断される監査等についてはリモートやWeb会議等を活用すること

ただし、通勤は除く

(イ) 夜間の外出

午後8時以降の不要不急の外出

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛すること)

(ウ) 県をまたぐ私的行事

県をまたぐ不要不急の外出移動

(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛する事)

(工) 海外への移動

当面の間は禁止とする

- ⑤ 屋内及びイベント会場において不特定多数の参加する行事への参加及び開催<緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置適用期間中>
- (ア) 社内外の不要不急の会議・打ち合わせ<Web会議活用>
(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛する事)
- (イ) 講習会、研修会、展示会<Web講習会、研修会等の活用>
(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛する事)
- (ウ) 慰労会、懇親会、歓送迎会、食事会
(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛する事)
- (エ) 遊興施設への立ち入り等
(緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置区域は原則禁止/
その他の地域は自粛する事)
- (オ) イベントへの参加
各都道府県の自治体の規制に従うこと
- ⑥ 本人及び同居家族に新型コロナウイルス感染の自覚症状が出た場合は、会社に連絡し、休暇を申請すること。
- ⑦ 公共交通機関を利用する際はコロナ感染防止対策を行うこと。
- ⑧ 営業活動においては、取引先の自粛規制に従うこと。
- ⑨ 感染者が多発している地域のMRは細心の注意を払うこと。

なお、①、②、③、④の(イ)(ウ)(エ)、⑤の(ウ)(エ)(オ)、⑥、⑦の事項に関しましては同居家族の方もご協力くださるようお願い致します。

徹底事項

次の場合は会社の上司に必ず連絡し、指示を仰いでから出社するよう徹底すること

- ① 本人や家族が発熱した場合
- ② 本人や家族が味覚や嗅覚に異変を感じた場合
- ③ 家族の学校や職場で新型コロナウイルス感染者が発生した場合
- ④ 家族の学校や職場が新型コロナの為に休校や休みになった場合
- ⑤ 本人や家族が濃厚接触者の指定を受けた、又は疑わしい場合
- ただし、この場合は保健所や地方自治体の指示を仰ぎ会社が出社の可否を判断することとする。

以上